

鋸南町災害時協力井戸に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の民間井戸所有者の協力を得て、災害時における協力井戸（以下「災害時協力井戸」という。）として登録し、公表・運用することにより、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保することを目的とする。

(登録の対象となる井戸)

第2条 対象となる井戸は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸とする。

(1) 町内に所在する電動式、手動式若しくは電動・手動式併用のポンプ井戸又は自噴井戸であること。

(2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。

(3) 災害時に近隣住民等へ生活用水の提供ができるよう、所有者等において継続的かつ適正に管理されていること。

(4) 洗面、洗濯、トイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。

(5) 災害時協力井戸が所在する旨の標識等を、外部から認識しやすい敷地内の施設等に表示・設置することについて、当該所有者等が同意していること。

(6) 町ホームページ、広報紙等に災害時協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等が同意していること。

(7) 災害時協力井戸の所有者等の氏名・連絡先を区長及び自主防災組織の長等に情報提供することについて、所有者等が同意していること。

(経費負担)

第3条 災害時協力井戸の提供は無償とし、整備及び管理に要する費用並びに電動ポンプ等の使用等にかかわる経費は、所有者等の負担とする。

(登録情報の管理)

第4条 町長は、災害時協力井戸の登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

2 町長は、災害時協力井戸に関する現状把握に努め、災害時協力井戸に関する情報を定期的に更新し、これを町民に公表するものとする。

(利用条件の周知)

第5条 町長は、震災等の災害時に災害時協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

(1) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。

(2) 災害時協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(3) 災害時協力井戸を利用するにあたっては、所有者及び近隣住民等の平穏な生活環境を乱さないように十分に留意すること。

(4) 災害時協力井戸を長期間占有したり、取水等により利益をうることはできないこと。

(5) 所有者等から災害時協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の手続)

第6条 災害時協力井戸として町長の登録を受けようとする所有者等は、災害時協力井戸登録申請書（別記第1号様式）により申請するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに必要な調査を行い、登録の可否を決定するとともに、申請した者に対し、災害時協力井戸登録可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録期間)

第7条 災害時協力井戸の登録期間は、登録した年度の3月31日までとする。ただし、当該登録期間の満了までに登録解除の申請がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(登録解除)

第8条 町長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害時協力井戸の登録を解除するものとする。

(1) 所有者等から災害時協力井戸登録解除申請書（別記第3号様式）による申請があったとき。

(2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3) 町長が災害時協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の場合においては、災害時協力井戸登録解除決定通知書（別記第4号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に掲げるもののほか必要な事項は町長が定める。

付則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式 災害時協力井戸登録申請書

第2号様式 災害時協力井戸登録可否決定通知書

第3号様式 災害時協力井戸登録解除申請書

第4号様式 災害時協力井戸登録解除決定通知書